

### JP ドメイン名紛争処理方針 改訂新旧対照表

| 現行   | 改訂案   | 変更箇所          |
|--|---|---------------|
| <p>第1条 目的</p> <p>この「JP ドメイン名紛争処理方針」(以下「本方針」という)は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」という)により採択されたものであり、株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」という)にドメイン名の登録をした者(以下「登録者」という)が従う「<u>属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則</u>」および「<u>汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則</u>」(以下総称して「<u>登録規則</u>」という)からの参照により、それと一体になるものであって、登録者が登録したドメイン名の登録と使用から発生する、登録者と第三者との間のドメイン名に係わる紛争処理に関する規約を定めたものである。本方針の第4条で定める JP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」(以下「手続規則」という) および JPNIC により認定された紛争処理機関(以下「紛争処理機関」という)が別途定める補則に従って、実施されるものとする。</p> <p>(後略)</p> | <p>第1条 目的</p> <p>この「JP ドメイン名紛争処理方針」(以下「本方針」という)は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」という)により採択されたものであり、株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」という)にドメイン名の登録をした者(以下「登録者」という)が従う登録規則(JPRSがJPドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群)からの参照により、それと一体になるものであって、登録者が登録したドメイン名の登録と使用から発生する、登録者と第三者との間のドメイン名に係わる紛争処理に関する規約を定めたものである。本方針の第4条で定める JP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」(以下「手続規則」という) および JPNIC により認定された紛争処理機関(以下「紛争処理機関」という)が別途定める補則に従って、実施されるものとする。</p> <p>(後略)</p> | <p>第1条を変更</p> |

## JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 改訂新旧対照表

| 現行   | 改訂案   | 変更箇所             |
|--|---|------------------|
| <p>(前略)</p> <p>第1条 定義</p> <p>(中略)</p> <p>(g) 「登録規則」とは、JPRS とドメイン名登録者との間の契約内容を規定した「<u>属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則</u>」および「<u>汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則</u>」をいう。</p> <p>(後略)</p> | <p>(前略)</p> <p>第1条 定義</p> <p>(中略)</p> <p>(g) 「登録規則」とは、JPRS とドメイン名登録者との間の契約内容を規定し、<u>JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群</u>をいう。</p> <p>(後略)</p> | <p>第1条(g)を変更</p> |